

国住指第291号
平成24年4月27日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

戸開走行保護装置等の設置の促進について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省におきましては、平成18年6月のシティハイツ竹芝エレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第3項第1号に規定する安全装置（戸開走行保護装置）及び同項第2号に規定する安全装置（P波感知型地震時管制運転装置）（以下「戸開走行保護装置等」という。）の設置を義務付けています。一方、それ以外の既設エレベーターについては、設置義務の対象ではありませんが、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があるところです。

また、平成23年8月に社会资本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において取りまとめられた「既設エレベーターの安全確保に向けて 報告書」においても、既設エレベーターの安全性確保に向けて講じるべき措置として、戸開走行保護装置等の設置に係る行政手続きの明確化、戸開走行保護装置等の設置に対する支援策の創設、所有者・利用者の意識啓発のためのマーク表示制度の創設等について提言がなされたところです。

このような背景を踏まえ、下記のとおり、戸開走行保護装置等の設置を促進するための方策を講じることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会その他関係団体に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 戸開走行保護装置等の設置に係る手続きについて

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の手続きについては、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要ですが、法第12条第3項の規定に基づく報告等の際、戸開走行保護装置等が適切に設置されていることを特定行政庁の実務として確認していただくことは重要であると考えられます。

このため、所有者等が前回の報告日以降に戸開走行保護装置等を設置した場合は、設置後初回の報告の際に、法第12条第5項の規定に基づき戸開走行保護装置等の外観の状況が確認できるように撮影した写真及び施工図等の提出を求めていただきますようお願いします。

2. (略)

3. マーク表示制度の創設について

エレベーターに戸開走行保護装置等が設置されていることを当該エレベーターの利用者等が容易に把握できるよう、戸開走行保護装置、P波感知型地震時管制運転装置について、それぞれ設置済みであることを示すマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意の制度を創設することとしました(別添3参照)。

つきましては、このマーク表示制度を運用するに当たり、法第12条第3項の規定に基づく報告等がなされた場合においては、所有者等に対して受理印を押した上で報告書の副本の返却等により報告があったことを確認できる書類の交付をしていただくようお願いします。

また、不当表示の疑義が呈された場合等において商標権者（一般社団法人建築性能基準推進協会を予定）から法第12条第3項の規定に基づく報告等がなされているかどうかの問合せ等があった場合においては、当該報告等により戸開走行保護装置等が設置されていることを確認していただきますよう併せてお願いします。

さらに、マーク表示制度の趣旨をご理解いただき、貴管内の公的建築物等の管理者に対しても、既設エレベーターに戸開走行保護装置等が設置された場合は、積極的にマーク表示にご協力いただくよう周知をお願いします。